

ID: 849

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第3項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第19条の7第3項の規定による。 (生活環境の保全上の支障の除去等の措置) 第19条の7 3 市町村長は、第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日